

序章 景観計画の位置づけ

序章 景観計画の位置づけ

■ 背景

白河市は、古代の「白河関跡」、白河藩主 7 家 21 代の居城「小峰城跡」やその城下町に由来する中心市街地、幕府老中職を務めた松平定信が士民共楽の理念に基づき築造した「南湖公園」など、豊富な歴史的・文化的資源を有し、これが白河という都市空間を印象づける重要な景観資源となっています。

さらに、那須連峰を源とする阿武隈川・社川・隈戸川等の流域には、緑豊かな自然丘陵の中に豊かな田園景観が広がり、都市周辺の景観を特徴づけています。また、那須連峰の勇壮な山並みは、白河市を代表する眺望景観であり、ふるさと白河の心象風景として市内の学校校歌にも多く歌われています。

白河市では、こうした景観特性を守り、つくり、育てることを理念として平成 9 年 3 月に「白河市都市景観形成基本計画」を策定し、同年 6 月に「白河市都市景観条例」を制定しました。また、平成 17 年には「白河市・西郷村サイン統一計画」を策定のほか、景観セミナーなどを開催し、市民の皆さんとともに景観行政に取り組んできました。

平成 17 年 11 月 7 日、白河市・表郷村・大信村・東村の合併により新たな白河市が誕生し、平成 16 年に国において景観法¹を施行したことなどを背景として、白河市も平成 21 年 2 月に県の同意を得て同年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 22 年 12 月に「白河市景観条例」を制定し、このたび「白河市景観計画」を策定することとなりました。

¹ 景観法：我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

■ 景観の意義

「景観」とは、一般的に「風景」や「景色」などと同じような言葉として使われていますが、目に見える建物や木々、川など人間の視覚によって捉えられる要素に加えて、視覚以外で捉えた音や匂い、風土に対応して築かれてきた文化や社会経済活動等、様々な要素からなる空間を表す言葉と言えます。

わたしたちのふるさと白河という都市は、那須連峰を源とする阿武隈川とその支流である谷津田川に挟まれた東西に細長い段丘上に築かれ、周辺は緑の丘陵地に囲まれています。約400年前にすでに小峰城とその城下町が奥州街道沿いに形成されていたことが歴史資料から明らかとなっていることから、その歴史的な都市構造が残されていることは私たち市民の誇りとすべきことです。

城下の主要な通り（天神町・中町・本町等）は、天神山を機軸として東西線上にカギ型状の街路を挟みながら築かれています。街路や街並みの背景の風景（借景²）には、遠景に那須連峰、西に風神山、東に雷神山等の丘陵地が配置され、山当て³と呼ばれる景観作法を用いながら都市計画がなされていました。

また、約200年前の白河藩主松平定信は、南湖公園の築造をとおして、西に那須連峰、東に関山を借景とする雄大な眺望景観の中に、湖面とその周囲を取り囲む鏡山などの丘陵地の空間デザイン・景観形成を行い、日本における公園の先駆と称されています。さらに、市街地周辺の阿武隈川・社川・隈戸川流域には山裾や街道沿いに田園集落が形成され、周辺の山並みや河川と調和しながら景観が形づくられています。このように白河における景観作法・都市空間デザインは古くから行われていたのです。

しかし、社会経済の変化や生活様式の多様化あるいは機能性や経済性が優先された開発等により、先人から受け継ぎ、親しまれてきた自然や歴史的な街並みといった景観・都市空間デザインは様々な影響を受けています。

優れた景観は、私たちに潤いとやすらぎのある快適な生活環境をもたらし、心の豊かさを育むものです。良好な景観形成は、白河市の魅力を高め、観光をはじめとする様々な交流人口の増加にもつながるものであり、まちづくり、文化の振興、産業振興の活性化にも寄与するものです。

本当の意味での豊かさが求められている今、景観を守り、つくり、育てながら、50年あるいは100年といった息の長い景観形成への取り組みが必要とされています。

本計画では、以上の経緯や背景を踏まえつつ、市民が心をつなげて、優れた景観の保全と創造に取組み、美しい「ふるさと白河」を築いていくため、白河市の景観形成における基本的な考え方を示します。

² 借景：中国庭園や日本庭園における造園技法のひとつで、庭園外にある山などの景物を、庭園の構成要素として取り入れること。

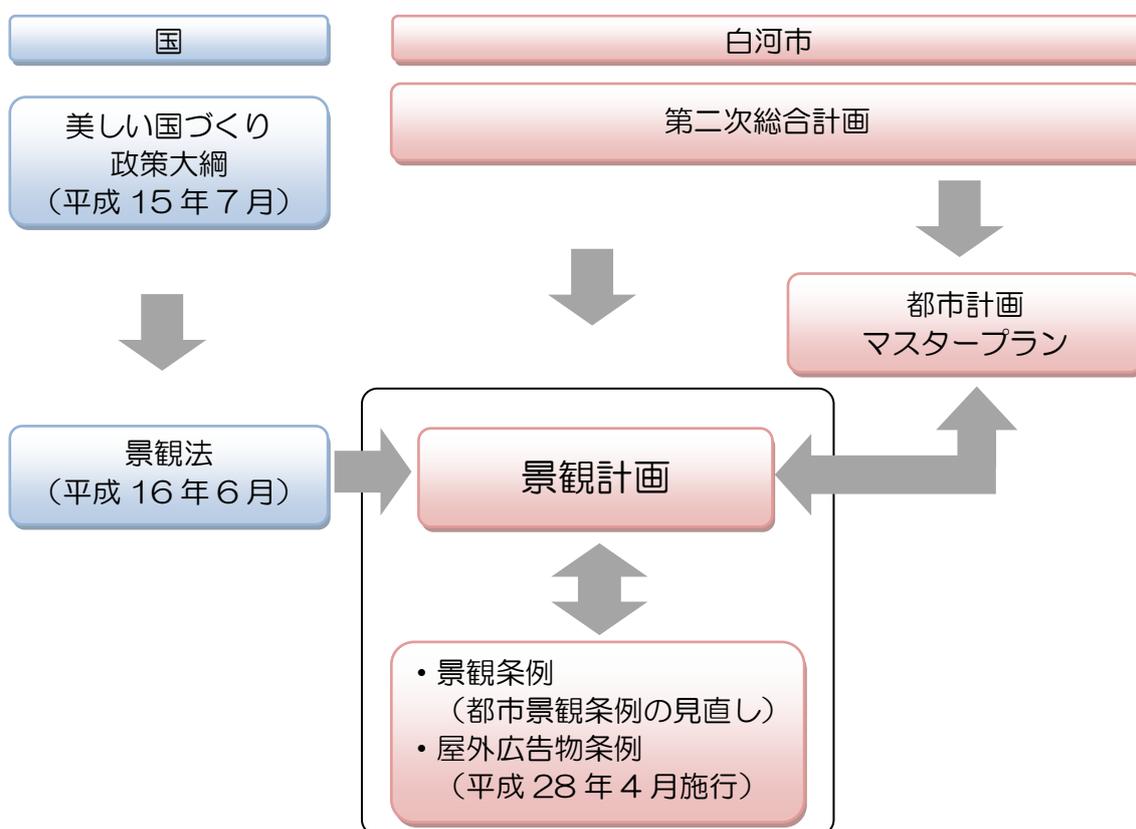
³ 山当て：都市の街路を造る際、背景となる山が街路の軸線上にくるように街路の方向を定める手法。山当てが用いられた街路は、遠景の山等によって意味づけられ、象徴的な街路空間となります。

■ 計画策定の目的

本計画は、景観法第8条⁴の規定に基づく、白河市における良好な景観の形成に関する総合的な指針となる計画です。計画の策定にあたっては、白河市の景観特性や課題を踏まえ、景観形成に関連するまちづくり、文化財、環境、農業等の各分野との連携を前提とした景観まちづくりについての基本的な考え方を定め、歴史と景観を活かしたまちづくりを積極的に推進するための方策を示します。

■ 計画の体系

上位計画である「白河市第二次総合計画」や「白河市都市計画マスタープラン」等の部門別計画と整合を図ります。



■ 計画の期間・見直し

この計画は、概ね20年間（平成42年）を目標期間とします。ただし、社会情勢の変化等を考慮して必要に応じて見直しを図ります。

⁴ 景観法第8条：景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

■ 景観計画の区域

白河市固有の歴史、文化、自然景観を活かしながら、地域の風土や文化を尊重した魅力あふれる景観形成の推進をめざし、白河市全域を景観計画区域とします。



図 1 景観計画区域の位置